



# 「医療措置協定」に係るご協力のお願い

## 医療措置協定とは？

令和6年4月施行の改正感染症法により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症の発生及びまん延に備えるため、医療機関と県とがその機能・役割に応じた「医療措置協定」を締結することになりました。

新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、計画的に新興感染症の発生及びまん延に対する備えを進めていくための協定ですので、制度をよくご確認いただいた上で、ご協力をお願い申し上げます。

## 医療措置協定の締結内容（薬局）

次の項目のうち、ご協力いただける項目について、協定締結のご検討をお願いします。

（新興感染症に係る発生等の公表から3～6か月程度の時期での対応を想定しています）

### ●自宅療養者等への医療の提供及び健康観察の実施

自宅療養者・宿泊療養者・高齢者施設・障害者施設に対する  
次の項目の実施

- ・訪問又は電話・オンラインによる服薬指導
- ・薬剤等の配送
- ・健康観察（服薬指導時等に体調を確認し、適宜受診勧奨するなど）

### ●个人防护具の備蓄 ※任意で備蓄量等を記載

サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋（いずれも2か月分以上の備蓄が推奨されています）

締結の方法等の詳細は、

静岡県 医療措置協定 薬局



静岡県の医療措置協定ホームページ（薬局）をご確認ください



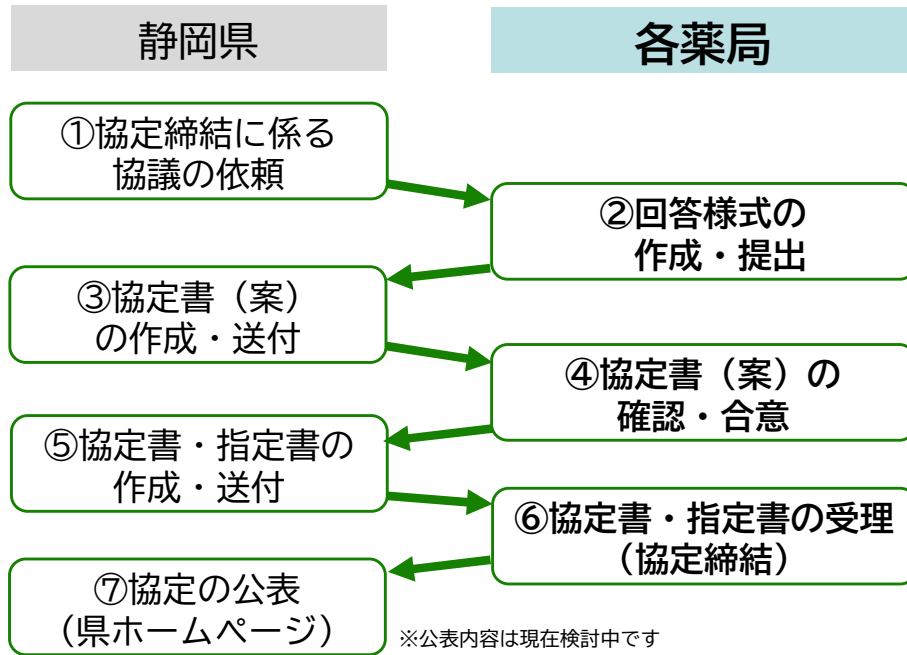
ホーム > 健康・福祉 > 疾病対策・感染症 > 感染症対策 > 感染症対策全般 > 医療措置協定等 > 医療措置協定 薬局関係

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/1056855.html>

## 手順とスケジュール



静岡県  
健康福祉部



①は、3月～6月頃にかけて、各薬局へ段階的にお願いしていきます。

②は、協議を依頼してから概ね1か月後を提出期限といたします。締結に合意できない場合も、回答様式の提出をお願いします。

③は、②が県に届いてから概ね1か月後までに送付します。

⑤は、協定を締結する薬局を県が「第二種協定指定医療機関」として指定し、協定書とともに指定書を送付します。

## 医療措置協定等についてのQ&A

R5.9の意向調査で「締結は不可」と回答しましたが、それでも協定の締結はできますか？	協定の締結は可能です。 意向調査で「締結は不可」と回答又は未回答であった薬局でも、締結の意向がある場合は、回答様式の提出をお願いします。
協定の締結は義務ですか？	協定の締結は義務ではありませんが、協定に係る県からの協議には応じていただく必要があります。（改正感染症法第36条の2第2項）
「連携強化加算」届出のためには、協定が必要ですか？	診療報酬改定により、令和6年6月から連携強化加算の要件に「第二種協定指定医療機関」の指定が加わります。指定を受けるためには、医療措置協定を締結する必要があります。 このため、 <u>令和6年4月1日以降に新たに当該加算の届出を行う薬局においては、協議依頼時期の前倒しなど適宜対応します</u> ので、個別にご相談ください。 なお、令和6年3月31日時点で当該加算を届出済みの薬局は、令和6年12月31日まで要件を満たすものとみなされます。

お問い合わせ先 メール：yakkyoku-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県 健康福祉部 新型コロナ対策推進課（電話番号：054-221-2727）

※令和6年4月1日からは「感染症危機対策室」に変わります（電話番号は変わりません）